

○ 香川県警察移動交番車の運用要領について

(令和3年3月12日付け香地域第17号)

香川県地域警察運営規程（平成27年3月24日付け警察本部告示第7号）第5条に基づき、令和2年4月16日から行っていた移動交番車の試行運用については、運用方法に大きな支障もなく、また利用者等からは好意的な反響も得られ、移動交番車の活動が県民の安全安心の確保に効果的であると認められることから、本格運用に移行して今後も継続した活動を行っていくこととするが、同活動における基本的な運用要領についてはこれまでと変更なく下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

近年における県下の治安情勢は、刑法犯認知件数は減少の一途をたどるなど、数値の上では良好に推移しているものの、子供や高齢者が被害者となる事件事故等は依然として発生しており、通学路の見守り活動等における各種ボランティアとの連携はもとより、制服警察官や警察車両による「見える・見せる活動」の重要性は更に増してきている。

また、高齢者が被害に遭いやすい特殊詐欺、交通事故等、事件事故を未然に防ぐためには、具体的な情報を広く発信するとともに、対象者に対して直接防犯指導を行うなどして、地域住民の自己防衛意識を高める必要がある。

地域警察の業務は、事件事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を行うほか、人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所における警戒等を行うことなどであり、交番機能を持ちながら機動力をいかして県下全域を対象として活動し、これら活動により地域住民の安心感の醸成等を図ることができる移動交番車の運用は地域警察の業務を効率的かつ効果的に推進するうえで非常に有効であることから、継続した運用を図っていく。

2 体制

(1) 運用管理者

生活安全部地域課長を移動交番車の運用管理者とする。運用管理者は、移動交番車の応援派遣、その他運用に関する全般の責任を負うものとする。

(2) 運用責任者

生活安全部地域課課長補佐を移動交番車の運用責任者とする。運用責任者は、運用管理者の指揮の下、移動交番車の管理と活動の運用を行うものとする。

3 任務

警察署又は交番等から距離が遠い団地、その他人口の増加が著しいなどの理由から、交番等の設置要望が高い地域や事件事故の多発に伴い重点・集中的な活動が必要と認められる地域等において移動交番を開設し、そこを拠点として勤務を行うことにより、地域の安全安心を確保することを任務とする。

4 運用

(1) 事前計画による運用

運用管理者は、関係する警察署長と協議の上、事前に移動交番を開設する計画を運用責任者に作成させて、それに基づき移動交番車を派遣して運用するものとする。

(2) 派遣要請による運用

警察署長は、事前計画に基づく移動交番車の運用以外において、移動交番車の派遣を求めるときは、「移動交番車派遣要請書」（別記様式）により運用管理者に要請するものとする。

5 活動

(1) 移動交番車に勤務する警察官は、警ら及び在所等による勤務を行うものとする。

ア 警ら

警らは、派遣された所管区において、犯罪、交通事故等の多発地域その他地域安全対策上重点的な警戒を必要とする地域、場所等を警ら要点として行うものとする。

イ 在所

在所は、開設した移動交番車内又はその周囲において、諸願届の受理や防犯及び交通事故防止に関する指導等をはじめとした移動交番の任務に当たるとともに、外部の警戒を行うものとする。

ウ その他

その他、運用管理者が必要と認めた巡回連絡や見守り活動等を行うものとする。

(2) 派遣された移動交番車は、派遣期間中は、派遣された警察署長等の指揮の下、その活動を行うものとする。

6 留意事項

運用管理者は、運用責任者を指揮し、移動交番車に勤務する個々の勤務員の活動実態を的確に把握し、能力及び個性に応じて具体的かつ実践的な指導を行い、必要な知識技能を習得させるように努めること。

別記様式省略